

徳島県ＩＣＴアドバイザー制度　登録要領

1. 目的

本制度は、徳島県における「i-Construction」の普及・拡大を目的として、ＩＣＴ施工やBIM／CIMなどの経験者を「ＩＣＴアドバイザー」として登録し、受注者や発注者が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援を受けられる体制を構築するものである。

2. 活動内容

ＩＣＴアドバイザーは、ＩＣＴ施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の内容について技術的助言、指導を行う。

- ①：UAVやレーザースキャナー等を含む計測機材を用いた3次元測量
- ②：3次元設計データの作成
- ③：ＩＣＴ建設機械を用いた施工
- ④：UAVやレーザースキャナー等を含む計測機材を用いた出来形・品質等の管理
- ⑤：施工計画などの総合マネジメント
- ⑥：BIM／CIMの作成、活用
- ⑦：徳島県、市町村、特殊法人、企業等が実施する研修・講習会等

3. 公募

（1）公募区分

ＩＣＴアドバイザーの募集は、公募により行うものとし、公募区分は、以下に示す①～⑦の分野とする。

- 分野①：3次元計測関係
- 分野②：3次元設計データ作成関係
- 分野③：ＩＣＴ建設機械による施工関係
- 分野④：3次元施工管理関係
- 分野⑤：総合マネジメント
- 分野⑥：BIM／CIMを活用した業務または工事
- 分野⑦：ＩＣＴ施工の研修・講習会

（2）応募資格

ＩＣＴアドバイザーに登録できる技術者は、ＩＣＴに関する専門知識を持ち、2. に示す内容の支援を実施できる者とし、以下の条件を満たす者とする。

- 1) 技術者の所属する企業等が、徳島県内に営業拠点があること
- 2) 技術者の所属する企業等から、推薦があること

（3）提出書類

登録申請者は、「登録申請書」「ICTアドバイザー登録内容」「工事・業務でＩＣＴ活用などを確認できる資料（様式任意）」を徳島県国土整備部建設管理課まで電子データにてメールで送付すること。

4. 公募受付及び登録

(1) 受付

公募受付は、令和5年3月1日から3月31日まで行うものとする。

(2) 審査

県は、申請者から提出された申請書類に基づき、ICT施工やBIM/CIMなどの技術的助言、指導に関する知見の有無を審査する。

(3) 登録通知

県は、審査の結果、ICT施工やBIM/CIMなどの技術的助言、指導に関する知見があると認められた者を、ICTアドバイザーとして登録し、登録申請書記載のメールアドレス宛に通知する。

(4) ホームページへの掲載

県は、認定したICTアドバイザーを、「ICTアドバイザー登録名簿」（別紙-1）にとりまとめ、徳島県ホームページに掲載する。

(5) 登録期間

登録期間は、登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

5. 登録の変更及び取り消し

(1) 登録の変更及び退会

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかに報告しなければならない。

(2) 登録の取り消し

登録を受けたICTアドバイザーが、ICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めたとき、その他必要と認めるときは、その登録を取り消しする場合がある。

6. 技術支援の実施

依頼者は、県が公表している「ICTアドバイザー登録名簿」に記載されている内容を参照し、条件に合うICTアドバイザーに対し、依頼を行うものとする。

依頼者は、依頼内容を明確に伝え技術支援の可否を確認するものとする。

ICTアドバイザーは、依頼内容を確認し技術支援の可否を判断するものとする。

※依頼から実施までのフローは「依頼から実施までのフロー」（別紙-2）のとおり。

7. 活動報告

ICTアドバイザーは、活動報告書（様式-1）に記入の上、以下の時点において報告するものとする。

・技術支援開始（承諾）時：項目1～6を記入し提出

・技術支援終了時：項目7を記入し提出（必要に応じて1～6を修正）

なお、当該報告書については、技術支援終了時の提出後、活動実績として徳島県ホームページへ掲載を行う予定であるが、掲載を希望しない場合には提出様式にその旨記載すること。

8. その他

(1) 依頼者の責務

ICTアドバイザーの支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。

また、依頼者は、技術支援終了後、支援報告書（様式－2）に記入の上、徳島県建設管理課に報告するものとする。

(2) 費用負担

依頼に基づくICTアドバイザーの活動に要する経費については、ICTアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。

(3) 遵守事項

ICTアドバイザーの名称は、ICTアドバイザーとしての活動に限定し、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。

ICTアドバイザーは、技術的助言、指導において知り得た情報は適切に管理すること。

また、担当窓口への報告を除き、技術的助言、指導において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

9. 担当窓口

本要領の担当窓口は以下とする。

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

県土整備部 建設管理課 建設企画担当

電話：088-621-2680

メールアドレス：kensetsukanrika@pref.tokushima.jp

（附則）

本要領は、令和4年3月3日から施行する。

本要領は、令和5年3月1日から施行する。